

### 3. (2) 介護保険による福祉用具と補装具費支給

介護保険の対象となる者が補装具費支給を受けようとする場合は、介護保険法に基づく要介護認定等の申請が必要になる。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、車椅子付属品）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。

車椅子等保険給付として貸与されるこれらの品目は、標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者である場合には、これらの品目を法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

介護保険対象者であっても、障害者総合支援法で認められた補装具の修理は、支給を受けてから耐用年数が経過するまでの間は障害者総合支援法で対応する。

身体障害者施設入所者については、介護保険の福祉用具は貸与されないため、従前どおり障害者施策により対応することとする。